

〈書 評〉

## 稲葉威雄『会社法の基本を問う』

(中央経済社、2006年9月刊、194頁)

石 川 純 治

### 目 次

- 1 はじめに—根源的な問いかけ—
- 2 理念と現実
- 3 「資本」の意味とその矮小化—背理としての資本金ゼロ—
- 4 剰余金分配規制と計算の意義
- 5 最後に—学問のあり方と力が試される—

### 1 はじめに—根源的な問いかけ—

2005年6月に成立した会社法は、3つの法務省令とともに2006年5月に施行された。時まさに「新会社法ブーム」、書店には幾種もの解説書やハウツーものが平積みされるといった状況を呈している。そんななか、それらと一線を画した本書は、まさに「基本を問う」と言うように、理念に照らした根源的な問題点を明らかにしている。とりわけ、会社法に限らないが、理念よりも現実のニーズに傾きがちな今日の立法にあって、長年の実務経験（判事、裁判所長、法務省民事局）をふまえた著者の発言は、そのバランス感覚に裏打ちされた貴重な問いかけになっている。

本書の構成を紹介しておく、会社法の制定（序章）、会社法の趣旨・法改正の理念（第1章）、会社法の構造の理解（第2章）、定款自治の拡大（第3章）、株主（社員）の有限責任（第4章）、剰余金分配規制・計算（第5章）、会社法がもたらした課題（終章）である。なかでも重要なのは、繰り返し言及されている「資本」の意味と、その矮小化の問題であろう。まさに理念（原理）にかかわる基本論点だからである。その点で、あらゆる法の基本にある公正の確保という見地から説かれた第4章と第5章は重要である。

なお、本書は雑誌『企業会計』での9回の連載（2005年9月号～2006年5月号）をまとめたものである。企業会計ともかかわる第4章、第5章はその点においても重要といえる<sup>(1)</sup>。

## 2 理念と現実

まず指摘しておくべきことは、会社法の「基本」を問う、まさにその「基本」の基礎にある理念の重要性である。「理念としてあるべき会社の姿を考えないで現実に追随すれば、ご都合主義の立法になる」（11ページ、傍点は引用者）というように、現実のニーズの的確な把握と理念とのすり合わせが重要だ。特に、特殊（現実の特定ニーズ）を一般化（制度）する危険性が指摘される<sup>(2)</sup>。この点で、「…経済団体の意向にそのまま迎合するといった態度で検討された会社法制が適正なものになることは期待できない。つまりは立法を支えるためには不可欠の理念（原理）についての考察と戦略的思考をも欠いている」（はしがき2ページ）、さらには「今回の会社法立法は、あえていえば日本の最近の精神的退廃の状況を表しているという思いもする」（同3ページ）との批判は、まことに手厳しい。さらには、あらゆる法の基礎にある「公正」の見地が重要であるが、この点も本書で繰り返し出てくる。具体的に第4章、5章を中心的に取り上げる際に触れたい。

ここで理念の問題にかかわって、次の指摘は気になるところだ。すなわち、「企業金融の柔軟化は、先進各国の趨勢であるといわれるが、それでも

アメリカとEU諸国との間には顕著な差がある。…アメリカに学んだ研究者、実務家が多く、これ（企業買収の扱い—引用者）を批判的にみることが難しい風潮があるのではないかという疑いも禁じえないところである」（5ページ）と。新会社法が「いよいよアメリカ風になった」と言われるだけに<sup>(3)</sup>、この懸念が事実なら、アカデミズムの姿勢や学問のあり方そのものが問われる。そして、たとえば比較法的な研究視点から相対化していく学問的態度がその1つのあり方として望まれよう<sup>(4)</sup>。

ちなみに、企業会計での研究姿勢はどうだろうか。その理念と現実のすり合わせは十分行われているか。「行政庁がいったことや特定の研究会の所見に安易に寄りかかった判断をするようでは、心もとないし、既成事実流されない自信と信念・勇気が必要である」（192ページ）との指摘は、そのまま会計アカデミズムにも向けられないか。

いずれにせよ、この理念と現実の問題は、こと会社法に限らないが（大きくは憲法改正問題にもみられる）、今日の立法にあっては理念よりも現実のニーズに傾きがちだけに重要なところといえる<sup>(5)</sup>。

### 3 「資本」の意味とその矮小化—背理としての資本金ゼロ—

#### (1) 資本概念の矮小化

本書の中心論点の1つは、間違いなく「資本」である。とりわけ、その意義とそれをふまえたその矮小化の問題が重要な論点である。そのことは、端的には資本金がゼロの株式会社は認められるべきか（それを認めるなら、その会社法上の根拠は存在するか）、という問いに発せられている。

この点に関し、著者の見解は「設立当初から資本金ゼロという株式会社を公然と認めることは、明らかに背理である」（171ページ、傍点は引用者）ときわめて明確であり、445条1項違反の疑いが強いとまで述べている<sup>(6)</sup>。とりわけ、それが単純な債権者保護の問題ではないとする点、すなわち株主の地位としてのEquityの本質論とする点は重要であるように思える<sup>(7)</sup>。債権者

保護さえ担保できるのであれば、従来の資本制度の廃止とそれに変わる手立てをという議論が成り立つからである<sup>(8)</sup>。いずれにせよ、この445条の基本規定の根幹にかかわる問いがきわめて重要といえるが、この点は後述の剰余金分配規制でも触れる。

ここで次の一節を引用しておきたい。すなわち、「これまでの法律の沿革やあるべき立法の理念、さらにはこれまでの法律学の蓄積の重みを無視した、生半可な思い込みに基づく立法は、許されるべきではない」(108ページ、傍点は引用者)との指摘は重要に思える。古典を顧みなくなった点にも象徴されるように、学問の「蓄積の重み」というものを軽視する傾向があるからだ。この点は、今日の会計学研究のあり方にも通じる<sup>(9)</sup>。

たとえば、著者が是非とも参照してもらいたと推奨している大隅健一郎『新版株式会社法変遷論』(有斐閣、1987年)では、株式会社の構造変革に関する歴史的視点、株式会社本質論からの学説比較など、今日の議論にも通じる議論が展開されている<sup>(10)</sup>。こうした蓄積の重みに「謙虚に学び、思索した形跡がよく見えない」(109ページ)との批判の矛先はとりわけ立法担当者に向けられているが<sup>(11)</sup>、あらためて「学問の力」が試されているという点でアカデミズムのあり方(学問への姿勢)も問われるだろう。

## (2) 理念と政策

ここで「公正の確保」という法の理念にかかわる見地についても触れておく必要がある。資本の意味もその観点から解されるからである。すなわち、「制度の問題として、このような特典(有限責任に根ざす特典—引用者)を享受するための条件が何かということは、あらゆる法律の基本原則である公正の確保という見地から、問題にしなければならない」(111ページ、傍点は引用者)として、3つの条件、すなわち①債権者の引当てとなる会社財産の確保、②その分別管理、③その管理の結果の計算開示、が挙げられている。そして、①の拠出財産の核になるのが資本ということになる。この有限責任と資本のセットは、逆から見ると、すなわち無限責任の会社に資本概念は本

来的に不要という観点からすれば、より一層明らかになるだろう。

こうした公正の確保という見地は、政策と理念とのかかわりにおいてとりわけ重要になる<sup>(12)</sup>。「政策論というだけで、その政策を支える正当性を吟味せずに、有限責任という特権を与える理由付けという観点をまったく無視することは許されるべきではない。そもそも政策は、社会的要請に関するバランス感覚に裏打ちされたものでなければならず、そのバランスは、理念や体系という見地を無視したものであり得ない」（111ページ）、あるいは「政策を整理し、体系化するのには、理念の見地からの分析が欠かせない」（118ページ）という点は、政策に従属しがちでその逆向きのベクトル（理念→政策）が作用しない法や会計の今日的あり方において<sup>(13)</sup>、特に重要なところといえる。

## 4 剰余金分配規制と計算の意義

### （1）資本概念と剰余金分配規制

剰余金分配規制は株主と債権者との利害調整のかなめだが、そこに資本概念が密接にかかわる。とりわけ「たんにコスト論（利害調整コストの減少—引用者）というような経済的な問題にのみ矮小化すべきでない。社員有限責任の会社制度の本質に関わる問題として考えるべきものである」（121ページ、傍点は引用者）というように、ここでも理念・原理が重要だ。すなわち、配当規制基準としての資本→債権者への担保の性格→原則として払戻しはしない、という思想である。そして、その基本が先にみた会社法445条1項である。だが、今日この資本概念は変質し、払戻しを容易化する改正がなされたことは周知のところである。著者は「この動きが、どこまでこの本質を検討したものかであるかは、きわめて疑わしい（便宜主義の横行が危惧される）」と、まさに理念の見地からその批判は手厳しい。

この払戻しを容易化する改正という点は、すでに平成13年商法改正での資本準備金の減額による配当可能利益への組入容認のなかに見られる。これは

企業会計上も、利益準備金の取崩しとは本来的に異なって、その会計原則の根幹（資本と利益の区分）に触れる問題である。ちなみに、評者はこの点に関し「例えば、企業会計基準委員会〔2002〕（企業会計基準第1号）では、まず（利益剰余金に対する）資本剰余金の区分をあらたに設け、そのなかの『その他の資本剰余金』（資本準備金以外の剰余金）に『資本金及び資本準備金減少差益』として配当可能利益に含まれる形を講じた。ここに資本と利益の区分原則をもたない商法との相違がみられるが、強制法規たる商法を否定するわけではないので、形式的には資本と利益の区分をとっているものの、その実質に変わりはないといえる」（傍点は引用者）と述べたが<sup>(14)</sup>、まさに、著者のいう「その途中の段階では分別されていても、最終的な払戻しの段階では、資本取引と損益取引との区別が不明確になり」（128ページ）、あるいは「損益取引を源泉とする配当可能利益という概念を捨てて、損益取引による利益と資本取引による剰余金とを合体した剰余金の分配と整理したことが、正当なものだったかどうかにも、疑問がある」（136ページ、傍点は引用者）との指摘は重要である。

いずれにせよ、本来維持拘束すべき資本が利益の性質たる処分性をもった点で（資本性と利益性を合わせ持つ）、会計上も大きな変容といえる。重要なことは、会社法も会計も資本／利益の前提となる拘束性／処分性をどのような見地から捉えるかであり、とりわけその見地がその基礎にあるそれぞれの理念からみてどうなのか、という視点が肝要といえる<sup>(15)</sup>。

## （2）剰余金分配規制と会社の計算の意義

ここで会社の計算の意義について触れておこう。先にみたように、有限責任に根ざす特典を享受するための3つの条件として、①債権者の引当てとなる会社財産の確保、②その分別管理、③その管理の結果の計算開示が挙げられた。会社の計算はその3つ目の条件を担うことになるが、「会社財産の分別管理が確保され、会社事業の成果が正確に計算されなければ、剰余金の存否・額が不確かで、剰余金の分配規制自体が砂上の楼閣に過ぎなくなること

は、明らかである」（124ページ）というように、剰余金の規制と会社の計算とは密接に係わる（条件③が①と②の規定を受けているということ）。会社の計算は、とかく会社法を学ぶ法律プロパーにとって煩雑でやっかいなものとして敬遠されがちだが、まさに「資本も、剰余金も、計算が適正でなければ、意味をもたない」（141ページ）というほど重要なのである。

これだけ重要な会社の計算だが、周知のとおり、会社法ではその適正な計算の基準を第5章「計算等」の冒頭第1節「会計の原則」で「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」（431条）とだけ規定し、具体的な作成基準は法務省令に委ねた<sup>(16)</sup>。この会計処理の基準の会計慣行への丸投げに対し、著者は「会計基準の根幹は、法律で定めるという取扱いは、廃絶された。…True and Fair Viewの原則を法律で明記する程度のことはしたほうがよかったのではないか」（144ページ）と批判される<sup>(17)</sup>。ここに法律事項と省令との区別の問題があるが、とりわけ資本に関する省令（会社計算規則）につき、「要するに、計算規定の内容は、まだ成熟していない会計処理を取り込んでこれにお墨付きを与える内容が極めて多く、そもそも省令として定めるべき内容にふさわしいものとは到底いえない」（144ページ）と述べている。まさにその批判の1つが、「445条1項の規定は、これを差し引いた手取額を資本算定の基準にする趣旨と解することはできない」（175ページ）というように、資本金から新株発行費用や設立費用を控除するという規定（計算規則74条）と先に取り上げた会社法445条1項との関係（法律と省令）である。

なお、ここで丸投げされた会計慣行の方の性格についても触れておく必要があるだろう。すなわち、今日の企業会計は証券市場を中核に据えた投資家向けの情報開示志向（計算よりも開示）を一層強めており、さらにグローバルな証券市場を据えた国際会計基準に限りなく収斂してきている。そこでは有用性、それも投資家（とりわけ国際分散投資を行う機関投資家）の投資判断にとっての有用性が重視され、会計制度の設計もその観点からなされる。留意すべきは、その「有用」性という観点がこれまでみてきた「公正」の確

保という理念とその性格が必ずしも同じでないという点である<sup>(18)</sup>。

したがって、証券市場の法規制と会社法とはおのずとその目的や理念を異にするのであるから、ここに（公開大会社はともかく）証券取引法の規制を受けない会社も含めて会社一般の計算規定としてその全面委任のあり方はどうなのか、という問題がある。そして、会社法が委ねている「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の内容および性格（特にその立脚点）と会社法の理念とのすり合わせの問題が重要といえるだろう。

ちなみにこの点ともかかわるが、中小株式会社の会計に対し「証券取引法の洗礼を受けない中小会社については、税法に基づく会計慣行はあるかもしれないが、直ちにそれが公正妥当なものであるとはいえない。その点については、会社法がその基準を明らかにするのが、制度の本来の主旨でなければならない」（145ページ）との指摘は、中小会社の会計基準のあり方との議論にとって重要なところといえる<sup>(19)</sup>。

## 5 最後に一学問のあり方と力が試される一

この他にも、会社法の体系性の問題、定款自治の拡大と限界、法改正のスクラップ&ビルドのあり方、すでにその一端に触れた法律事項と省令との区別の問題<sup>(20)</sup>、規制緩和とソフトローなど、本書には会社法を既成事実流されずに読み解くいくつかの視点が与えられている。新会社法が「比喩的にいえば、安全基準を極度に緩和して自動車製造を自由化したようなものである。もちろん運転免許の制度もない」（193ページ）なら、要は効率性（速度規制の緩和）と公正性（安全性、健全性）とのバランスの問題が重要になる<sup>(21)</sup>。この安全性・健全性の点で、自主規制などのソフトローの役割が重要になってくるといえるだろう。

その点ともかかわって、定款自治の拡大の問題性、言い換えれば機関設計の定款による自由化の問題性は重要に思える。この論点に関する著者の基本的スタンスは、機関設計を全面的に定款の定め委ねるのではなく、閉鎖性

と規模の基準を明確に設定して、「一定の基準に適合するものと適合しないものとを区別し、それぞれに標準としての機関設計を提供し、その上で定款の定めでの所要の変更を認める方式のほうがはるかによかったと思われる。…会社法は、そのような行き方をとらず、企業統治の面での多様化・自由化の方策として機関設計を自由化し、定款の定めで会社の機関をいわばオーダーメイドにすることができる制度を採用した」（66ページ）、という点に端的に示されている<sup>(22)</sup>。また、閉鎖的な会社と逆に無機能株主が多い会社のそれぞれの定款自治の拡大の問題性、すなわちいずれも少数者の権利・利益の抑圧への懸念につながる点とは、これまで繰り返しみてきた「公正の確保」という法の理念が強く滲み出ている<sup>(23)</sup>。

最後に、評者が気になった点を引用しておこう。すなわち、「立法を権威として受け取り、これを批判して、恥をかくことへの危惧を、学者も実務家も持っているのではないか」（167ページ）という点である。これが事実なら、本書は学者の態度や、学問のあり方および力を問う一書にもなっているといえるだろう<sup>(24)</sup>。

（2006年12月10日稿）

## 注

- (1) 以下の注においては、書評をとおして若干の補足的議論も行う。
- (2) たとえば、ベンチャー企業へのニーズという点が指摘される（種類株式制度もその一環）。この点に関し、上村達男「証券取引法との統合」（『新「会社法」詳解』中央経済社所収、2005年）での次の指摘を紹介しておこう。すなわち、「結局今回の改正を含む一連の改正により、閉鎖会社と公開会社の本質的理解は放棄され、一切がのっぺりとしたベンチャー企業法制とされてしまったように思われる。…本質に反する公開会社概念（譲渡制限会社以外の株式会社一引用者）を基本に据えるという矛盾の体系を構築してしまった」（210-11ページ、傍点は引用者）と。新会社法の制度設計のあり方に触れた、拙著『変わる社会、変わる会計』（日本評論社、2006年）63ページ参照。この点で、真の公開株式会社法の創造に触れている上村達男「新会社法の性格と会社法学のあり方」（森淳二郎・上村達男編『会社法における主要論点の評価』IV章所収、中央経済社、2006年、

100ページ)も参照。

- (3) 浜田道代「会社立法の歴史的変遷」(前掲書『新「会社法」詳解』所収)28ページ。
- (4) ここでアメリカ法学に触れておくと、その特徴の1つは「法と経済学」に見出すことができる。その啓蒙的著作としては、「社会的・経済的に『あるべき制度』を提示する『導きの星』的な学問として、法律学全体ひいては社会科学全体をリードする時代が将来到来することを予言」(197ページ)して書かれた、小林秀之・神田秀樹『「法と経済学」入門』(弘文堂、1986年)がある。そこでは「『法と経済学』においては『効率性』の最大化を目標に理論が組み立てられているのは事実であるにしても、そこでいう『効率性』は非常に広い概念であるし、また、『法と経済学』は『効率性』と同時に『公平』ももう1つの柱として重視している」(194ページ)と書かれているが、本書評で取り上げた著者の基本的観点からすれば、まさにもう1つの柱という「公平」を「法と経済学」がどのように取り込むかが問われるだろう。なお、より専門的な著作としては、三輪芳郎・神田秀樹・柳川範之編『会社法の経済学』(東京大学出版会、1998年)がある。拙稿「日本版概念フレームワークの立脚点—4つの基礎論的視点から—」(『経済学論集』第37巻第2・3・4合併号、2006年3月)の捕捉2(95-96ページ)では、「法と経済学」での経済学の性格(シカゴ学派の流れを汲む)に触れている。この点にも関連して、「株主所有物企業」(株主主権企業)と「ステークホルダー企業」との比較論が展開されているロナルド・ドーア『誰のための会社にするか』(岩波新書、2006年)での世代間の相違に触れている箇所(228-29ページ)は興味深い。
- (5) ちなみに『日経金融新聞』2006年10月24日付の「著者行間を語る」では、強調したい点の1つとして「もう1つは、規範と現実、自由と規律、このはざまにどう主体性を保ち得るかに関わります。経済産業政策の具になってきている法や会計に対し、アカデミズムの力量と責任が試されています」と書いた。前掲拙著『変わる社会、変わる会計』では、たとえば税務会計の魅力に触れて、学問の力が試されるという点に言及している(184ページ、185ページ注1参照)。
- (6) 445条は株式会社の資本の額及び準備金の額を規定しているところだが、その1項で「株式会社の資本金の額は、…設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付した財産の額とする」と定めている。
- (7) ちなみに、Equityの本質論ともかかわって、前掲拙稿「日本版概念フレームワークの立脚点—4つの基礎論的視点から—」では、イギリス法制史からコモロ

ーと対比したエクイティの概念を取り上げているので参照。

- (8) 実際、たとえば会計情報の徹底した開示はその1つの手立てとして論じられる。企業情報開示の充実による投資家の自己責任方式とでもいうべき方策である。しかし、それはカリフォルニア会社法にみられる支払不能テストなど、資本制度に代わる何らかの財産ベースの基準とはそのレベルを異にするように思える。資本原則のあり方の再考は、その原則を相対化する点で一定の意義があるが、計算構造的な配当規制から情報開示の充実・徹底化による方策が、これまでの資本制度の代替方式になりうるかどうか、換言すれば株主有限責任制の対価になりうるかどうか。そこに、配当規制の面にも情報開示優位志向（開示>計算）の浸透の構図を見て取れる。詳しくは、拙稿「現代企業会計の全体的あり方」（『経済学論集』第36巻第1号、2004年8月）88-89ページ参照。
- (9) 顧みれば、わが国には上野道輔、太田哲三、中西寅雄、岩田巖はじめ、黒澤清、番場嘉一郎、諸井勝之助、飯野利夫、江村稔など「企業会計原則」の設定とその発展に携わった先人の努力と理論的蓄積がある。たとえば個人的に愛着のある黒澤清他『解説 企業会計原則』（中央経済社、1964年改訂版）には、その一端がうかがえる。この点を顧みるだけでも、いたずらに英米系の会計に流されない理論的土壌があることを忘れてはならない。
- (10) 特に株式会社法の史的発展を比較法的（フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ、日本）に分析している点や、株式会社の構造変化（経済的・社会的基礎の変化）を資本の側面だけでなく、労働の側面から論じている点などは、今日的議論に通じる。ちなみに、この文献は会計史研究のなかでも、株式会社法の発展史と会計史との関わりで取り上げられる古典的著作になっている。
- (11) その点は、法務省立法担当者との対談「会社法の主要論点めぐって」（『企業会計』2006年6月号）での議論の対立にも随所に垣間見られる。
- (12) ちなみにベストセラーとなった神田秀樹『会社法入門』（岩波書店、2006年）では、「本書では、コーポレートガバナンスをめぐる議論がきっかけとなって、近年、会社法というものが国の経済政策の重要な制度的インフラとしてそのあり方が議論されるようになり、会社法の改正もこうした流れのなかで行われるようになったことを述べ、日本でも、今回の会社法制定を契機として、会社法分野におけるパラダイムの転換が起きることを期待すると述べた」（211ページ、傍点は引用者）と書かれている。だが、ここでの理念と政策という観点からすれば、その「パラダイムの転換」そのもののあり方が問われる。この点にも関連して、先に紹介したロナルド・ドーア『誰のための会社にするか』第9章、特にステーキ

- ホルダー企業の条件は何かに関する議論は重要に思える。ちなみにその本のおわりで、著者はステークホルダー企業の見地から会社法改正の運動に触れているが、新会社法が出来上がったばかりだけに、そこに新会社法への皮肉と批判が読み取れる。いずれにせよ、本書『会社法の基本を問う』が類書とは異なる観点から新会社法を読み解くもう1つのベストセラーにと期待する。
- (13) 経済産業政策と会計とのかかわりについては、前掲拙著『変わる社会、変わる会計』のトピック12（土地再評価法）、13（金庫株）、14（時価会計・減損会計への政治圧力）などを参照。
- (14) 拙稿「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題（二・完）」（『会計』第166巻第4号、2004年8月）127ページ。
- (15) ここで資本の内容の多様性に触れておくと、およそ「資本」といっても、①利益決定と資本（企業会計固有）、②株主持分と資本（B/S表示：会社法と会計）、③配当規制と資本（会社法固有）、④所得算定と資本（税法固有）など、それぞれの見地からの「資本」があげられる。③は先のカリフォルニア会社法の例にもみられるように、資本は必ずしも絶対的なものではない（相対的）。企業会計についていえば、「企業会計原則」の一般原則の三（資本・利益区別の原則）の前段は企業会計の基本理念（適正な期間損益の算定）にかかわる原則であり（①）、後段は期末自己資本の適正な表示に関する原則でそこに会社法（旧商法）がかかわる（②）。
- (16) 会社計算規則3条「…、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」がそれである。特に、あとの議論ともかかわるが、「その他の企業会計の慣行」にいかなる内容が想定されているか、この点が問われる。
- (17) ちなみにEC会社法指令には、この「真実・公正の原則」がしっかり謳われている。
- (18) 前掲拙稿「日本版概念フレームワークの立脚点」では、この有用性の問題について論じているので参照。ちなみに、今後、株式非公開化の動きが増してくると、それを見据えた会計制度の設計が求められるよう。その点で、非公開化の動向は、証券市場での有用性を基軸にした会計制度設計のあり方を相対化する視点を与えるといえる。株式非公開化の動きについては、前掲拙著『変わる社会、変わる会計』28ページ（上場だけが能じゃない）参照。
- (19) 前掲拙著『変わる社会、変わる会計』トピック4（中小会社会計と会計参与制度）では、中小企業を対象にした新たな会計指針（中小企業の会計に関する指

針）を取り上げ、中小会社の会計基準のあり方に言及している。特に、「指針」が証券取引法会計の簡易版との位置づけだけに、全面委任（丸投げ）とのかかわりで議論の余地がある。

- (20) ちなみに、著者は別稿で「そもそもは、私人間の法律関係を規律する私法について、どこまで国会（法律一引用者）ではなく法務省（省令一引用者）が決められるとすることが適当なのだろうか」（「会社法のどこが問題なのか」『世界』2006年11月号、135ページ）と、私法上の本質的な問いかけを行っている。なお、正井章彦「法務省令（会社法施行規則）の問題点と評価」（前掲の森・上村編『会社法における主要論点の評価』Ⅲ章所収、85ページ）では、憲法上、法務省令への委任がどこまで認められるかという点に触れている。
- (21) 著者は前掲稿で「経済界の意向」と立法のあり方に触れて、「甘味剤（自由、効率一引用者）と苦い薬（規律、公正一引用者）をどううまくポリシーミックスするかということを考えてやってきたつもりだった。が、今回はいささか違っているようだ」（「会社法のどこが問題なのか」136ページ）と、自己の過去の経験をふまえて述懐している。
- (22) 有限会社の株式会社への統合という改正のあり方に触れた次の一節も引用しておこう。すなわち、「…、むしろ、逆に株式譲渡制限会社を、基本的に有限会社に相当するものと捉え、本来有限会社がふさわしい株式会社については、基本的に従来の有限会社法に近い法制を採用するという発想を採用すべき局面がもっと多く存在したように思われる」（63ページ）と。ちなみに、「私たちはブランドとしての株式会社というものをきちんと確立する、株式会社という名前を使う以上は、それだけの信用のある会社にしなければならないと考えていた」（前掲稿「会社法のどこが問題なのか」132ページ）と言うように、もともと大小会社立法に携わった著者からすれば、「株式会社だからそれなりの厳重な規制があって、取引の相手が守られるというブランド価値は、もはや株式会社にはない」（同ページ）ということになる。つまり、「信用」というブランド価値は墜ちたことになる。逆に言えば、実務界に株式会社というブランド志向が存在し、会社法がその現実に応えたものであるなら、その点でも先に引用した「今回の会社法立法は、あえていえば日本の最近の精神的退廃の状況を表しているという思いもする」（はしがき3ページ）との指摘は、あながち過激な批判でもないように思えてくる。
- (23) 立法のあるべき姿という点で、この公正の観点は重要である。とりわけ効率重視の今日においてはそうである。著者は前掲稿で「あるべき立法」に触れて、次

のように述べている。すなわち、「私の認識では、会社法に限らず、およそ法律というものは、社会生活を円滑適正に整理するための道具である。是非を問わず、力関係で強い者が勝つとか、ずるい者が得をすとか、そういった事実的な力関係で物事が処理されることがないよう、公正なルールによって制御するというのが、その基本的な役割である」（「会社法のどこが問題なのか」128ページ、傍点は引用者）と。法律家だけの要件ではないが、少数者・弱者の権利擁護という姿勢（正義）とともに、「権威」（通説なども含め、種々の意味での権威）への対峙という姿勢が肝要といえる。

- (24) ちなみに、評者のホームページの「批評眼を養う—新会社法・法人税制への批評眼—」（「講演」コーナー）では、学者の態度や学問のあり方および力について、その一端に触れている。